広島県高潮浸水想定区域図52

三原市2/7-尾道市7/10

［留意事項］

- ○ 高潮浸水想定区域図は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の３に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（浸水域）、浸水した場合に想定される地面から水面までの高さ（浸水深）を表示した図面です。
- ○ 高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で高潮偏差（高潮水位と天文潮の差）が大きくなるよう複数の経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施しています。この複数のシミュレーション結果から、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、表示しています。
- ○ 高潮浸水想定区域図は、ハード対策では守れないような最大規模の高潮に対する危機管理、警戒避難体制の充実を図ることを目的としており、今後のハード対策に資するものではありません。
- ○ 高潮浸水想定区域図は、地面の高さを基準とした浸水深を示したものであり、地下街等の地下空間の浸水については反映していませんが、実際には高潮が地下空間に流入する場合もあります。
- ○ 道路のアンダーパスや造船所のドックなど、周辺の土地より極端に地盤が低い箇所では、局所的に浸水深が深くなります。
- ○ 高潮の遡上等により、河川から流入することを想定しています。
- ○ 局所的な地盤の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超える事象、想定していない雨水出水（内水）などにより、浸水想定区域以外でも浸水が発生したり、浸水深が深くなる場合があります。
- ○ 高潮シミュレーションに使用している地形データは、平成 21 年度から平成 24 年度に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、埋立や盛土等の地形改変により地図と浸水深の表示範囲等、現状と異なっている場合があります。
- ○ 現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した台風から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。
- ○ 確実な避難のためには、気象庁が発表する台風情報や、各市町が作成するハザードマップ等を活用してください。
- ○ 技術的な知見等の変更があった場合は、区域図の見直しを行います。

［用語の解説］

- ○ 浸水域：高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される区域
- ○ 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 1JHs 1408

作成年月：令和３年８月　作成者：広島県